地域住宅計画の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した地域住宅計画			
①計画の名称	東大阪市地域住宅計画		
②都道府県名	大阪府		
③計画作成主体	東大阪市		
4計画期間	平成18年度~20年度		
⑤計画の目標	『夢と活力ある元気都市・東大阪』を目指し、実現するための柱のひとつである「安全で住みよいまちづくり」に関する指針である「東大阪市住宅マスタープラン」、市営住宅の総合的な活用計画である「東大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、効率的・合理的な施策の推進を図る。 (施策の展開方針) 〇市営住宅ストック総合活用計画に基づく事業の推進 〇市民ニーズに対応した市営住宅の充実 〇高齢者や障害者、すべての人の人権が尊重され活動できる居住環境整備の推進 〇効率的・合理的な財政運営のため、民間事業者等と連携した事業の推進		
2. 事後評価の内容			
⑥実施体制•時期	東大阪市にお	いて評価を行う(平成21年5月)	
⑦事後評価の結果	指標① :	「バリアフリー化住宅の割合」	
	定義 :	市営住宅におけるバリアフリー化された住宅の割合	
	評価方法 :	市営住宅管理戸数に対するバリアフリー化された住宅の比率 (H17・H20年度)	
	結果 :	従前値: 43%(17年度)⇒目標値: 46%(20年度) ⇒ <u>実績値: 45%</u>	
	結果の分析:	市の事業見直しのため目標を一部達成できなかったが、今後の事業で引き続き市営住宅における住宅のバリアフリー化をすすめていく。	
	指標② :	大規模な改善や個別住宅の改善	
	定義 :	市営住宅において改善事業を行う住宅の戸数	
	評価方法 :	市営住宅において改善事業を行った住宅の戸数(H17・H20年度)	
	結果 :	従前値:0戸(17年度)⇒目標値:30戸(20年度) ⇒ <u>実績値:0戸</u>	
	結果の分析:	市の事業見直しのため目標を達成できなかったが、今後の事業で引き続き市営住宅における改善事業をすすめていく。	
⑧結果の公表方法	東大阪市のホ	ームページ・窓口にて公表	
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等			
⑨今後の住宅施策の取組への反映	宅ストック総合	果を踏まえ、次期地域住宅計画においても引き続き「東大阪市営住活用計画」等の住宅に関する計画に基づく施策の重点的な推進を 東市域の課題に対応した取り組みを進める。	
⑩その他	(特記すべき事項があれば記載)		

※この事後評価は別添の地域住宅計画について行ったものである。